

# 栃木県公報

令和 5 (2023)年 10月20日(金) 第448号

	目	次
		~ *
	 告	示
○栃木県一般会計補正予算等	_	
○予定保安林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
○地籍調査の成果の認証		
○道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
○栃木県収入証紙を売りさばく者の指定…		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	公	告
○農地を利用する権利の設定の裁定の申請	•	
○土地改良区役員の退就任		
○聴聞の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	栃木県道	道路公社
○栃木県道路公社の有料道路に係る通行方	i法の変更	

## 栃木県告示第381号

令和5年度栃木県一般会計補正予算(第3号)等については、令和5(2023)年10月12日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和 5 (2023) 年10月20日

栃木県知事 福 田 富 一

1 令和5年度栃木県一般会計補正予算(第3号)

今回の補正予算は、引き続き厳しい財政状況の中、「とちぎ行革プラン2021」を踏まえつつ、県民生活に関わる緊要な課題に適切に対処することとして編成したものである。

補正予算の総額は、94億1,069万円の増額となり、既定予算が9,893億5,131万円であったので、補正後の 予算総額は、9,987億6,200万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入 (単位 千円)

	款	既 定 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A+B)
1	県税	264,000,000		264,000,000
2	地方消費税清算金	105,728,000		105,728,000
3	地 方 譲 与 税	39,497,000		39,497,000
4	地 方 特 例 交 付 金	1,400,000		1,400,000
5	地 方 交 付 税	144,500,000		144,500,000
6	交通安全対策特別交付金	600,000		600,000
7	分担金及び負担金	3,998,301	5,000	4,003,301
8	使 用 料 及 び 手 数 料	10,161,053		10,161,053

9	玉	庫	支 出	出 金	133,873,091	3,321,821	137,194,912
10	財	産	収	入	1,449,447		1,449,447
11	寄	ß	付	金	74,455		74,455
12	繰	,	Ţ.	金	25,210,492	399,420	25,609,912
13	繰	走	戉	金	2,020,785	736,612	2,757,397
14	諸	Ц	又	入	186,159,686	1,017,837	187,177,523
15	県			債	70,679,000	3,930,000	74,609,000
	合			計	989,351,310	9,410,690	998,762,000
(2)	歳出						(単位 千円)
		款			既 定 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A+B)
1	議	É	<b>会</b>	費	1,493,712	6,987	1,500,699
2	総		 务	費	42,112,448	445,625	42,558,073
3	民	Ĕ	Ė	費	114,992,125	557,114	115,549,239
4	衛	Ĕ	Ė	費	97,995,343	1,509,357	99,504,700
5	労	1	動	費	1,921,498	32,382	1,953,880
6	農	林 水	産	業費	39,941,206	132,194	40,073,400
7	商	-	Ľ	費	174,655,455	169,087	174,824,542
8	土	7	<b>k</b>	費	84,320,084	6,557,944	90,878,028
9	夢言	3	奈	費	44,504,950		44,504,950
10	教	7	育	費	180,003,393		180,003,393
11	災	害 往	复	費	2,554,064		2,554,064
12	公	f	責	費	96,855,882		96,855,882
13	諸	支	出	金	107,501,150		107,501,150
14	予	ſ	<b></b>	費	500,000		500,000
	合			計	989,351,310	9,410,690	998,762,000
(3)	歳出	(性質別)					(単位 千円)
	区			分	既 定 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A+B)
1	職	<u></u>	1	費	195,850,519		195,850,519
2	公	共	事 業	美 費	62,534,702	4,657,944	67,192,646
3	建	武	事 業	美 費	63,726,125	2,098,127	65,824,252
4	公	債 信	賞 遣	置 費	96,855,882		96,855,882
5	主	要	<b>美</b> 移	务 費	133,725,559		133,725,559
6	税	交 介	寸	<b>等</b>	107,501,150		107,501,150
7	_	般	· · ·	女 費	132,126,995	2,590,117	134,717,112

8 受	託	事	務	Š	費	1,259,999	15,000	1,274,999
9 県	単	補	助	þ	金	20,319,457	49,502	20,368,959
10 県	単	貸	仁	t	金	167,365,826		167,365,826
11 災	害	復	IE.	1	費	2,478,431		2,478,431
12 直	轄 事	業	負	担	金	5,606,665		5,606,665
合				計		989,351,310	9,410,690	998,762,000
部局別主要	要事業							(単位 千円)
事	業	名	予	算	額	説		明
〔総合政 1移住〕 事		交付費		47,2	250	する経費の補正	実現政策パッケージを活 38,702 →(補正後)	
〔経営管 2総 合 シス、				36,7	775	要する経費の補正	の対応に係る総合庶務¶ 75,571 → (補正後) 度額 51,000	事務システムの改修に 112,346
	・ 事 ・ 亨	メント業費		17,5	578	る経費 1とちぎ結婚支援 2未婚男性家事力 3とも家事から始	まる出会い創出事業費 ントシステム改修費	
部・産業 4とも働		光部〕 も育て		37,8	820	に要する経費 1とも家事普及啓 2とちぎ男性育休原 (1)男性育児休業 ・支給対象 ・支給対象 ・支 給 額 1	で援事業費 奨励金 これまでに男性従業員だことのない中小企業である 日以上の育休を取得させ	6,958 30,862 29,622 が育児休業を取得した 5って、新たに通算5
				399,4	420	事業者等に対する助 (補正前) 1,42 ・補助対象 介護・	ス感染症の感染者等が多 成に要する経費の補正 29,143 → (補正後) サービス事業所等におけ かかり増し経費	1,828,563

6 障害福祉サービス 事業所コロナ対応 支援事業費	43,593	新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した障害福祉サービス事業所等に対する助成等に要する経費の補正 (補正前) 111,994 → (補正後) 155,587 1 障害福祉サービス継続支援事業費 32,684 ・補助対象 感染者等が発生した場合等におけるかかり増し経費 ・補 助 率 10/10 (国 2/3、県 1/3) 2 施設内療養支援事業費 10,402 ・補助対象 病床ひっ迫等により、感染者を施設内で療養した場合におけるかかり増し経費 ・補 助 率 定額 3 事務費 507
7子育て世帯にやさ しいとちぎづくり 事 業 費	89,565	子育て世帯にやさしいとちぎの実現に向けた取組に要する経費 1 産後ケア利用者負担軽減支援事業費 12,500 ・事業主体 市町 ・補 助 率 10/10 2 使用済みおむつ持ち帰りゼロ支援事業費 72,030 ・事業主体 市町 ・補 助 率 2/3(国1/3、県1/3) 3子育て応援イベント事業費 5,035
〔環境森林部〕 8日光国立公園魅力 アップ事業費	93,467	日光国立公園の魅力の向上に要する経費の補正 (補正前) 32,144 → (補正後) 125,611 ・事業内容 奥日光県営駐車場の有料化等に向けた舗装打ち換 え、照明設置等
9 県単公共事業費	50,000	(補正前) 305,238 → (補正後) 355,238 ·治山
〔産業労働観光部〕 10中小・小規模企業 経営改善支援事業費	6,854	県内中小企業・小規模事業者への専門家派遣による経営改善支援に要する経費の補正 (補正前) 2,788 → (補正後) 9,642 ・事業内容 経営行動計画の策定支援、金融機関等との調整支援
11高付加価値観光商品 創 出 事 業 費	15,000	高付加価値観光商品の創出による外国人観光誘客及び観光消費 の促進に要する経費 ・事業内容 高付加価値旅行者を対象とした特別な体験を提供 するツアーの造成、販売及び効果検証
〔産業労働観光部・農政部・議会事務局〕 12ベトナム・シンガポールにおけるとちぎの魅力発信事業費	85,871	ベトナム・シンガポールにおけるトップセールス等に要する経費 1 県産品、観光関係 60,753 2 農産物関係 25,118
〔農政部〕 13栃木のお米消費拡大 事 業 費	15,000	県産米の消費拡大に向けた取組に要する経費 1スポーツ選手等と連携した県産米需要拡大事業費 2,500

		2 関西圏等における県産米販売促進事業費 2,500 3 フードバンク活動支援事業費 10,000
14栃木県民牛乳消費 拡大月間推進事業費	10,000	「栃木県民牛乳消費拡大月間」の普及啓発に要する経費 1 栃木県民牛乳消費拡大月間定着推進事業費 5,000 2 「とちぎ☆冬ミルク」プレゼントキャンペーン事業費 5,000
15県単公共事業費	10,000	(補正前) 247,420 → (補正後) 257,420 ·農業農村
16土地改良事業計画 調 査 費 (県単)	10,000	防災・減災対策等の推進に向けた交付金事業等の円滑な導入の ための測量、設計等に要する経費の補正 (補正前) 35,446 → (補正後) 45,446
〔県土整備部〕 17地域公共交通等支援 事業費	1,600	燃料価格の高騰により影響を受ける地域公共交通事業者等に対 する支援金の支給に要する経費の補正 (補正前) 306,000 → (補正後) 307,600 ・支給対象者 真岡鐵道(株)
18生活交通ネットワーク形成促進事業費	360,000	公共交通の維持・充実や利便性向上に向けた無人運転移動サービスの導入検証に要する経費の補正 (補正前) 90,000 → (補正後) 450,000
19公 共 事 業 費	4,657,944	(補正前) 49,645,562 → (補正後) 54,303,506 1 道路 4,006,430 2 都市計画 651,514
20県単公共事業費	900,000	(補正前) 14,396,129 → (補正後) 15,296,129 · 道路
21緊急防災·減災対策 事 業 費	900,000	災害に強い県土づくりの推進のための緊急防災・減災対策事業の実施に要する経費の補正 (補正前) 3,000,000 → (補正後) 3,900,000 ・河川・砂防
22公共事業関連調査費	100,000	防災・減災対策等の推進に向けた交付金事業等の円滑な導入の ための測量、設計等に要する経費の補正 (補正前) 541,417 → (補正後) 641,417 1 道路 50,000 2 河川・砂防 50,000

2 令和5年度栃木県水道事業会計補正予算(第1号)

鬼怒水道事務所の薬品注入設備更新のため、その契約のための継続費及び債務負担行為を改める必要があることから、令和5年度栃木県水道事業会計予算を補正したものである。

3 令和5年度栃木県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

鬼怒水道事務所の薬品注入設備更新のため、その契約のための継続費及び債務負担行為を改める必要があることから、令和5年度栃木県工業用水道事業会計予算を補正したものである。

(財政課)

# 栃木県告示第382号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和 5 (2023) 年10月20日

栃木県知事 福 田 富 一

Ι

1 保安林予定森林の所在場所

那須郡那珂川町健武字荒沢18、353-1、353-4、353-12、410-1、3817、字太郎764、765-1、767、771-1、771-2、777、782、784、785、787、799-1、884、885、929-1、934から936まで、941、946、951-1、951-2、953、955、956-1、956-2、958、959、字仲沢352-1、353-7、353-16、353-17、555-1、556-1、559から562まで、564、565、567-1、637-3、639-1、641-1、641-4、642、645、646、649、651-1、658、661、662、663-1、663-2、664-5、664-8から664-10まで、664-12、664-14、664-16、664-17、664-19、664-20、664-22から664-26まで、664-32、664-34、664-38、664-39、664-41から664-43まで、664-46、664-49、664-53、664-54、664-56、664-57、664-59から664-61まで、664-67、664-69、666から668まで、675-1、677、684-1、字山中419、493から500まで、528、537-1、537-3、545、3960

- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字荒沢410-1・字仲沢353-7 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画 で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

 $\coprod$ 

1 保安林予定森林の所在場所

宇都宮市宮山田町字西ノ入680-1 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字西ノ入680-1 (次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画 で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

 $\coprod$ 

- 1 保安林予定森林の所在場所 芳賀郡茂木町大字坂井字持之倉1923-2
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字持之倉1923-2 (次の図に示す部分に限る。)
  - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

# 栃木県告示第383号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和 5 (2023) 年10月20日

栃木県知事 福 田 富 一

調査を行った 者 の 名 称	調査区域	成果の名称	認証年月日
那珂川町	那珂川町大内の一部	那珂川町大内の一部 (大内畑地区)	令和 5 (2023) 年 8月30日
大田原市	大田原市下石上及び薄葉の 一部	大田原市下石上及び薄葉の一部(下石上 II・薄葉 I 地区)	令和 5 (2023) 年 8月30日
大田原市	大田原市黒羽田町及び八塩 の一部	大田原市黒羽田町及び八塩の一部(黒羽田町II・八塩II地区)	令和 5 (2023) 年 9月13日

(農村振興課)

# 栃木県告示第384号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和5 (2023) 年10月20日から同年11月20日まで 一般の縦覧に供する。

令和 5 (2023) 年10月20日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路	線	名	供	用	開	始	0)	X	間	供用開始の期日
11	主要析木			栃木市境町95 栃木市境町12							令和 5 (2023)年 10月20日

(道路保全課)

### 栃木県告示第385号

栃木県収入証紙条例(昭和25年栃木県条例第46号)第6条の規定により、栃木県収入証紙を売りさばく者として次の者を指定したので、同条例第14条の規定により公告する。

令和 5 (2023) 年10月20日

栃木県知事 福 田 富 一

指定年月日	氏名又は名称	売りさばき場所
令和 5 (2023)年10月13日	沖杉 昌子	芳賀郡益子町大沢字御座内188-6 ローソン益子七井店

(会計局会計管理課)

# 公 告

# ○農地を利用する権利の設定の裁定の申請

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和 5 (2023) 年10月20日

栃木県知事 福 田 富 一

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所	在	及	び	地	番	地	目	面積(平方メートル)
宇都宮市御田長島町字本郷前235番						E	H	1,418.00

2 申請に係る農地の利用の現況

現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる田

- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。
- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農	地	0)	X	分	利用権の始期 存続期間 借賃に相当する補償金	:の額
宇都宮市	<b>万御田長島</b>	町字本郷	前235番		令和 6 (2024) 年 1月1日 5年 56,720円	

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和5 (2023) 年11月6日

(2) 提出先

栃木県農政部農政課

- (3) 記載事項
  - ア 意見書の提出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
  - イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
  - ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用状況及び利用計画
  - エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
  - オ 意見の趣旨及びその理由
  - カ その他参考となるべき事項

(農政課)

# ○土地改良区役員の退就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和 5 (2023) 年10月20日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員 氏 名	就任役員 氏 名	住 所	退 任 年月日	就 任年月日
足利市わたらせ川左岸土地改良区	監事	川島 茂		足利市鵤木町311-1	令和 5 (2023). 7.10	
	"		山口 秀雄	// // 332-1		令和 5 (2023). 9.21

(農地整備課)

# ○聴聞の実施

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第69条第1項の規定により聴聞を行うので、同条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により次のとおり公示する。

令和5 (2023) 年10月20日

栃木県知事 福 田 富 一

聴	聞	0)	期	日	聴	聞	Ø	場	所	聴聞される者の主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名
	5 (20 10時00	- /	•	月2日	栃木県宇 栃木県庁				1番20号	栃木県小山市大字神鳥谷1847番地9 有限会社プラスワン
										取締役 亀山 進一

(住宅課)

# 栃木県道路公社

# 栃木県道路公社公告第1号

栃木県道路公社(以下「当公社」という。)は、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号。以下「法」という。)第24条第3項の規定に基づき、当公社の有料道路の料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について、下記のとおり変更し、国土交通省関東地方整備局長の認可を受けたので、同条第4項の規定に基づき公告します。

令和 5 (2023) 年10月20日

栃木県道路公社理事長 鈴 木 英 樹

(適用)

第1条 法第24条第1項の規定における運転者が通行させる自動車その他の車両(以下「通行車両」という。)は、この通行方法に従って当公社の有料道路の料金の徴収施設及びその付近を通行しなければならない。

(定義)

第2条 この通行方法における用語の意義は、法及び道路整備特別措置法施行規則(昭和31年建設省令第18号)第13条に定めるところによる。

(料金の収受を行う一般専用有人施設における通行方法)

- 第3条 料金の収受を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 通行車両は、確実に係員が料金の収受を行うことができる程度に当該係員が当該収受を行う場所に近接した場所(停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所)で停止しなければならない。

- (2) 通行車両は、料金の収受後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。 (料金の収受を行う一般専用機械式施設における通行方法)
- 第4条 料金の収受を行う一般専用機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 通行車両は、確実に料金収受機等により料金の収受を行うことができる程度に料金収受機等に近接した場所で停止しなければならない。
  - (2) 通行車両は、料金の収受後に開閉棒等の表示に従って通行しなければならない。
  - (ETC専用施設における通行方法)
- 第5条 ETC専用施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 標識その他の方法によって徐行し又は停止すべき旨が表示されている施設においては、ETC通行車は、当該表示に従って通行しなければならない。
  - (2) ETC通行車以外の通行車両は、ETC専用施設を通過してはならない。
  - (ETC・一般共通有人施設における通行方法)
- 第6条 ETC・一般共通有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) ETC通行車は、係員による徐行し又は停止すべき旨の指示がある場合には当該指示に従って、標識その他の方法による徐行し又は停止すべき旨の表示がある場合には当該表示に従って、通行しなければならない。
  - (2) ETC通行車以外の通行車両は、第3条に定める通行方法により、通行しなければならない。 (閉鎖施設の通過の禁止)
- 第7条 通行車両は、閉鎖施設を通過してはならない。